

中海で操業できない措置について

資料 3

1 確認書の規定

中海及び境水道における漁業の許可等に係る確認書

第8条 第1条に規定する漁業のうち、小型機船底びき網漁業（かいけた網漁業、とり貝けた網漁業及びなまこけた網漁業）、機船船びき網漁業（さより船びき網漁業、さより機船船びき網漁業、1そうびきいわし船びき網漁業及び1そうびきいわし機船船びき網漁業）及びすくい網漁業（すくい網漁業、いわしすくい網漁業及びさっぱ雑魚すくい網漁業）については、両県は、中海の資源状況等を考慮し、漁業の種類ごとに別に期間を定めて、許可の制限又は条件により中海で操業できない措置を講ずるものとする。

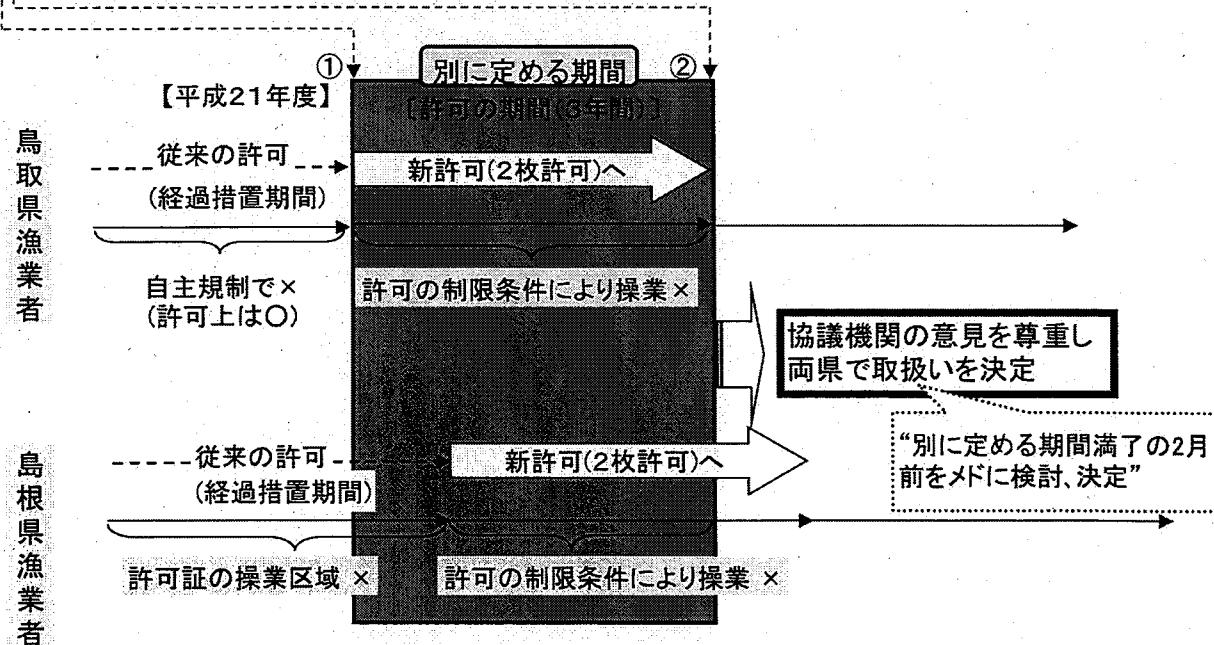
第9条 前条の期間経過後、両県はそれぞれ中海の資源状況等を考慮し、必要があると認める場合は、前条の措置を講じる期間を延長することができる。ただし、期間経過前において、前条の措置を講じる必要がないと認める場合は、両県は、それぞれその措置を解除することができる。

2 前項の取扱いは、協議機関における協議結果を尊重し、両県それぞれが決定する。

2 別に定める期間の考え方

- ① 始期は、いずれかの県で最初に到来する2枚許可制の開始日とする。
- ② 終期は、①の許可満了日とする(3年間)。
⇒許可の制限条件により規制するまでの間は、許可の自主規制等により中海で操業しないこととする。
- ⇒操業禁止措置の延長及び解除は、水産試験場等の調査結果により資源状況を考慮した上で両県協議会の意見を尊重し、両県で決定する。

○イメージ [鳥取県が先に2枚許可制となる場合]



3 別に定める期間(中海で操業できない措置)の満了後の取扱いについて

(案)

- 現在の中海の資源状況や漁業者の意向を考慮し、中海で操業できない措置を講ずる期間を引き続き3年間継続する。

漁業種類	別に定める期間 (上段現在、下段(案))	先に期間満了を迎える県
【本年度協議】 さより機船船びき網	H25. 11. 1～H28. 10. 31 H28. 11. 1～H31. 10. 31	島根県
小型底びき網(貝けた・なまこけた)	H28. 1. 1～H30. 12. 31	鳥取県
いわし機船船びき網	H27. 11. 1～H30. 10. 31	鳥取県
すくい網(いわし・さっぱ)	H27. 9. 1～H30. 8. 31	島根県

中海における操業制限と資源動向について

平成28年10月13日
島根県農林水産部水産課

1. 中海での操業の制限について

漁業種類	許可期間満了	先に期間満了を迎える県
さより機船船びき網	H28.10.31	島根県

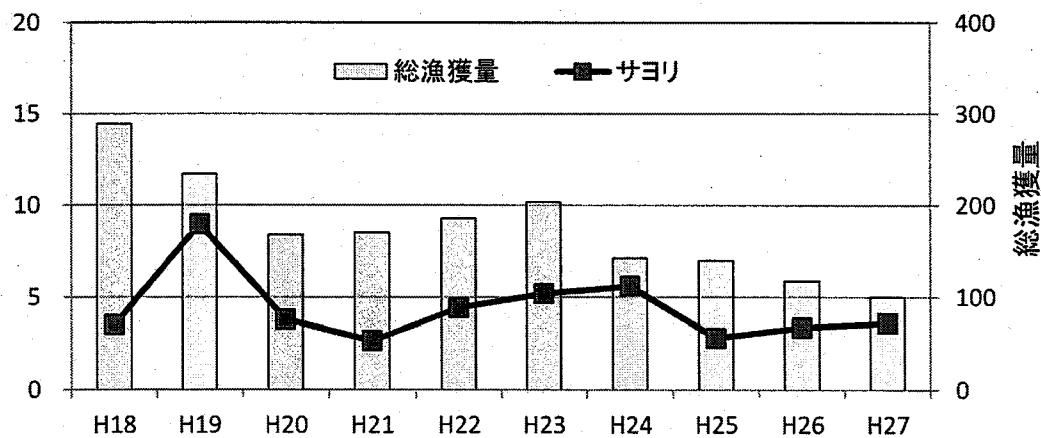
- 上記の漁業種類の許可有効期間が本年中に満了となることから、更新後の中海での操業制限について検討を行う。

2. 中海における資源動向について

漁獲量の推移(中海漁業協同組合報告書より、年度)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
サヨリ	3,519	8,961	3,800	2,645	4,431	5,191	5,592	2,793	3,354	3,599
総漁獲量	288,560	233,791	167,599	169,968	185,651	203,223	142,201	139,632	116,953	99,975

中海における漁獲量経年変化(トン)



3.まとめ

平成21年以降、当該漁業種類の対象魚種であるサヨリについて、資源状況が改善された状況にはないと判断される。

⇒以上のこと考慮すると、今後も中海の操業禁止措置を継続すべきと考えられる。

中海及び境水道における漁業の許可等に係る確認書

鳥取県と島根県とは、両県の知事の間で平成18年1月31日付けで締結した中海及び境水道における漁業に関する協定書（以下「協定書」という。）を踏まえ、中海及び境水道における漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについて、次のとおり確認する。

第1条 両県が相互に許可等を行なう漁業及び漁業種類は、中海及び境水道の全部又は一部を操業区域とする漁業及び漁業種類のうち、次の表に掲げる漁業及び漁業種類とする。

鳥取県		島根県	
漁業の名称	漁業種類	漁業の名称	漁業種類
小型機船底びき網漁業	かいけた網漁業 わかさぎ機船船びき網漁業 さより船びき網漁業 1そうびきいわし船びき網漁業 あみえび機船船びき網漁業	小型機船底びき網漁業 わかさぎ機船船びき網漁業 さより機船船びき網漁業 1そうびきいわし機船船びき網漁業 あみえび機船船びき網漁業	とり貝けた網漁業 なまこけた網漁業 わかさぎ機船船びき網漁業 さより機船船びき網漁業 1そうびきいわし機船船びき網漁業 あみえび機船船びき網漁業
まき刺網漁業	1そうまきばらまき刺網漁業 2そうまきばらまき刺網漁業 1そうまきばら狩刺網漁業	さし網漁業	ばらまきさし網漁業
固定式刺網漁業	一重網漁業 三重網漁業	固定式さし網漁業	磯さし網漁業
すくい網漁業	すくい網漁業	すくい網漁業	いわしそくい網漁業 さうば雜魚すくい網漁業
小型定置漁業	ふくろ網漁業	小型定置漁業	ふくろ網漁業

第2条 前条の漁業及び漁業種類ごとに両県が相互に行なう許可等（以下「相互許可等」という。）の隻数の上限は、別表第1に定めるとおりとする。

第3条 相互許可等における許可内容並びに許可の制限又は条件は、別表第2に定めるとおりとする。

第4条 両県は、相互許可等については、それぞれ相手県知事の許可等を受けた漁業者で相手県知事の副申を受けた者については、自県の許可等の要件を満たすとみなして許可等を行なうものとする。

第5条 両県は、相互許可等の取扱いに当たっては、それぞれ関係漁業者に新たな負担が生じないよう許可申請手続の簡素化等を行うものとする。

第6条 前2条の規定については、相互許可等の内容の変更許可及び許可証の書換えの場合について準用する。

第7条 中海及び境水道を操業区域とする新たな漁業の許可及び漁業の許可内容又は許可の制限若しくは条件の変更については、協定書第5条に規定する協議機関（以下「協議機関」という。）で協議の上、両県それが決定する。

第8条 第1条に規定する漁業のうち、小型機船底びき網漁業（かいけた網漁業、とり貝けた網漁業及びなまこけた網漁業）、機船船びき網漁業（さより船びき網漁業、さより機船船びき網漁業、1そうびきいわし船びき網漁業及び1そうびきいわし機船船びき網漁業）及びすくい網漁業（すくい網漁業、いわしすくい網漁業及びさっぱ雑魚すくい網漁業）については、両県は、中海の資源状況等を考慮し、漁業の種類ごとに別に期間を定めて、許可の制限又は条件により中海で操業できない措置を講ずるものとする。

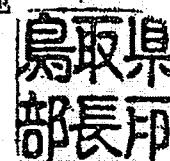
第9条 前条の期間経過後、両県はそれぞれ中海の資源状況等を考慮し、必要があると認める場合は、前条の措置を講じる期間を延長することができる。ただし、期間経過前ににおいて、前条の措置を講じる必要がないと認める場合は、両県は、それぞれその措置を解除することができる。

2. 前項の取扱いは、協議機関における協議結果を尊重し、両県それぞれが決定する。

上記のとおり確認した証として、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年3月27日

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県農林水産部長 鹿田道夫



島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県農林水産部長 小林淳

